

あいち銀行 無通帳口座「スマート通帳口座」に関する特約 新・旧対比表

改定前	改定後	改定理由
無通帳口座「スマート通帳口座」に関する特約 2025年1月1日現在 1. 特約の適用範囲等 (1) 本特約は、普通預金（総合口座取引の普通預金、決済用普通預金を含みます。以下同じです。）を無通帳口座「スマート通帳口座」としてご利用いただく場合の事項を定めるものです。無通帳口座「スマート通帳口座」（以下、「本口座」といいます。）とは、通帳の発行に代えて、当行が別途提供するスマートフォン向けアプリケーション「あいぎんアプリ」を利用して、<u>お客さまご自身の操作により残高・入出金明細等をご確認いただく口座をいいます。</u>なお、本特約は次の場合に適用されます。 ① <u>お客さまが店頭窓口で</u>本口座をお申し込みされた場合 ② <u>お客さまがあいぎんアプリで本口座をお申し込みされた場合</u> ③ その他当行が本口座の利用を認めた場合 (2) 本口座は、総合口座取引規定、普通預金規定、定期預金共通規定、あいぎんキャッシュカード規定、あいぎんアプリご利用規定、あいぎんA i ダイレクトご利用規定をはじめとする各種規定（以下、「関連規定」といいます。）によるほか、本特約により取り扱います。なお、関連規定と本特約とで相違が生じる場合には、関連規定の定めに関わらず、本特約が優先して適用されるものとします。 (3) また、特段の定めのない限り、関連規定における定義は本特約においても適用されるものとします。 2. 通帳の不発行 本口座では、関連規定にかかわらず通帳は発行いたしません。が、印章の届出その他当行所定の手続をお取りいただくことにより、通帳発行方式に変更することができます。ただし、なごやめし支店の本口座については、通帳発行方式への変更はできません。 3. 印章の取扱い 本口座の印章は、別途当行所定の手続をお取りいただくことにより、届け出ることができます。印章の届け出を受け付ける際には、当行所定の方法により本人確認等を行います。印章の届出が完了するまでは、通帳・証書類の発行または印章の押印を要する取引、その他当行所定の取引はできません。 4. 通帳不発行に伴う取扱い (1) 本口座では、原則、キャッシュカードを発行します。 (2) 本口座では、手形、小切手、配当金領収証その他の証券類の受入は行いません。 ただし、当行が認めた場合はこの限りではありません。 (3) 本口座では、少額貯蓄非課税制度（マル優）のお取扱いは行いません。 (4) 本口座では、<u>お客さま</u>は原則「あいぎんアプリ」「あいぎんA i ダイレクト」を別途契約するものとします。	無通帳口座「スマート通帳口座」に関する特約 2026年7月21日現在 1. 特約の適用範囲等 (1) 本特約は、普通預金（総合口座取引の普通預金、決済用普通預金を含みます。以下同じです。）を無通帳口座「スマート通帳口座」としてご利用いただく場合の事項を定めるものです。無通帳口座「スマート通帳口座」（以下、「本口座」といいます。）とは、通帳の発行に代えて、当行が別途提供するスマートフォン向けアプリケーション「あいぎんアプリ」を利用して、<u>残高・入出金明細等をご確認いただく口座をいいます。</u>なお、本特約は次の場合に適用されます。 ① <u>口座名義人が店頭窓口またはあいぎんアプリの「口座開設機能」で</u>本口座をお申し込みされた場合 ② <u>口座名義人があいぎんアプリの「スマート通帳切替機能」で本口座への切替手続をされた場合</u> ③ <u>口座名義人の親権者があいぎんアプリの「子ども口座開設機能」で本口座をお申し込みされた場合</u> ④ その他当行が本口座の利用を認めた場合 (2) 本口座は、総合口座取引規定、普通預金規定、定期預金共通規定、あいぎんキャッシュカード規定、あいぎんアプリご利用規定、あいぎんA i ダイレクトご利用規定をはじめとする各種規定（以下、「関連規定」といいます。）によるほか、本特約により取り扱います。なお、関連規定と本特約とで相違が生じる場合には、関連規定の定めに関わらず、本特約が優先して適用されるものとします。 (3) また、特段の定めのない限り、関連規定における定義は本特約においても適用されるものとします。 2. 通帳の不発行 本口座では、関連規定にかかわらず通帳は発行いたしません。が、印章の届出その他当行所定の手続をお取りいただくことにより、通帳発行方式に変更することができます。ただし、なごやめし支店の本口座については、通帳発行方式への変更はできません。 3. 印章の取扱い 本口座の印章は、別途当行所定の手続をお取りいただくことにより、届け出ることができます。印章の届け出を受け付ける際には、当行所定の方法により本人確認等を行います。印章の届出が完了するまでは、通帳・証書類の発行または印章の押印を要する取引、その他当行所定の取引はできません。 4. 通帳不発行に伴う取扱い (1) 本口座では、原則、キャッシュカードを発行します。 (2) 本口座では、手形、小切手、配当金領収証その他の証券類の受入は行いません。 ただし、当行が認めた場合はこの限りではありません。 (3) 本口座では、少額貯蓄非課税制度（マル優）のお取扱いは行いません。 (4) 本口座では、<u>口座名義人</u>は原則「あいぎんアプリ」「あいぎんA i ダイレクト」を別途契約するものとします。	子ども口座の場合は親権者が操作するため「お客さまご自身の操作により」を削除 子ども口座導入に伴い、本特約が適用される場合を細分化 「お客さま」をより具体的な「口座名義人」に変更

あいち銀行 無通帳口座「スマート通帳口座」に関する特約 新・旧対比表

改定前	改定後	改定理由
(5) 本口座では、普通預金の残高・入出金明細、定期預金の預入明細等は、当行および当行と提携している金融機関等の「現金自動預入払出兼用機」「あいぎんアプリ」「あいぎんA i ダイレクト」の照会サービスにより確認するものとします。また、定期的なお取引明細の送付等も行いません。 (6) <u>お客さま</u>が取引明細書の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。 (7) スマート通帳の総合口座普通預金を利用されている<u>お客さま</u>が、当該口座開設店で総合口座定期預金を開設した場合には、当該定期預金の通帳は発行しないものとします。当該普通預金および当該定期預金を総合口座として取扱うものとします。	(5) 本口座では、普通預金の残高・入出金明細、定期預金の預入明細等は、当行および当行と提携している金融機関等の「現金自動預入払出兼用機」「あいぎんアプリ」「あいぎんA i ダイレクト」の照会サービスにより確認するものとします。また、定期的なお取引明細の送付等も行いません。 (6) <u>口座名義人または子ども口座開設機能で本口座を開設した親権者</u>が取引明細書の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。 (7) スマート通帳の総合口座普通預金を利用されている<u>口座名義人</u>が、当該口座開設店で総合口座定期預金を開設した場合には、当該定期預金の通帳は発行しないものとします。当該普通預金および当該定期預金を総合口座として取扱うものとします。	親権者からの依頼を踏まえた表現に変更 「お客さま」をより具体的な「口座名義人」に変更 「当行所定の手続により」を追加 全体を通して「お客さま」の文言を削除。平仄を合わせ「お客さま本人」を「本人」に修正 子ども口座を踏まえた内容に変更
5. 店頭窓口での取り扱い 本口座では、原則として店頭窓口でのお取引はできません。ただし、当行が認めた場合は<u>次の取引等が行えるものとします。</u> (1) 本口座の解約、普通預金の払出しまたは定期預金の解約をする場合は、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名、払戻し金額等を記入のうえ、本口座のキャッシュカードの提示およびテンキーパッドによる暗証番号一致または<u>お客さま本人</u>を確認できる当行所定の書類の提示、もしくは届出印章の押印により本人確認するものとします。 (2) 本口座に入金する場合は、当行所定の入金票に口座番号、氏名、入金金額を記入のうえ、本口座のキャッシュカードを店頭窓口に提示するものとします。 (3) 前各項の場合のほか、関連規定により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該関連規定に定める通帳に代えて、本口座のキャッシュカードの提示およびテンキーパッドによる暗証番号一致または<u>お客さま本人</u>を確認できる当行所定の書類の提示、もしくは届出印章の押印により本人確認するものとします。	5. 店頭窓口での取り扱い 本口座では、原則として店頭窓口でのお取引はできません。ただし、当行が認めた場合は<u>当行所定の手続により次の取引等が行えるものとします。</u> (1) 本口座の解約、普通預金の払出しまたは定期預金の解約をする場合は、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名、払戻し金額等を記入のうえ、本口座のキャッシュカードの提示およびテンキーパッドによる暗証番号一致または<u>本人</u>を確認できる当行所定の書類の提示、もしくは届出印章の押印により本人確認するものとします。 (2) 本口座に入金する場合は、当行所定の入金票に口座番号、氏名、入金金額を記入のうえ、本口座のキャッシュカードを店頭窓口に提示するものとします。 (3) 前各項の場合のほか、関連規定により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該関連規定に定める通帳に代えて、本口座のキャッシュカードの提示およびテンキーパッドによる暗証番号一致または<u>本人</u>を確認できる当行所定の書類の提示、もしくは届出印章の押印により本人確認するものとします。	
6. 特約の解約 本口座では、次のいずれかに該当した場合は、当行は<u>お客さま</u>に通知することなく<u>本特約を解約することができるものとします。</u> (1) 当行所定の手続により、本口座について印章の届出および通帳発行方式への変更が完了した場合 (2) 本口座を解約した場合 (3) その他本特約に違反した場合	6. 特約の解約 本口座では、次のいずれかに該当した場合は、当行は<u>口座名義人（子ども口座開設機能で開設された本口座については口座名義人および親権者）</u>に通知することなく<u>当行所定の手続により本特約を解約することができるものとします。</u> (1) 当行所定の手続により、本口座について印章の届出および通帳発行方式への変更が完了した場合 (2) 本口座を解約した場合 (3) その他本特約に違反した場合	
7. あいぎんアプリによる本口座の開設申し込み (1) お客さまがあいぎんアプリで本口座を申し込みされた場合、本口座に関する預金契約は、当行が所定の口座開設手続を完了した時点で、<u>当行とお客さまの間に成立する</u>ものとします。ただし、当行への届出内容に疑義があると当行が判断した場合は、口座開設を行いません。 (2) 当行から<u>お客さま</u>への連絡が相当期間とれない場合、口座開設後に入金が相当期間されない場合、その他当行が必要と認めた場合は、当行は<u>お客さま</u>に通知することな	7. あいぎんアプリによる本口座の開設申し込み (1) あいぎんアプリで本口座を申し込みされた場合、本口座に関する預金契約は、当行が所定の口座開設手続を完了した時点で、<u>当行と口座名義人の間に成立する</u>ものとします。ただし、当行への届出内容に疑義があると当行が判断した場合は、口座開設を行いません。 (2) 当行から<u>口座名義人（子ども口座開設機能で開設された本口座については口座名義人および親権者）</u>への連絡が相当期間とれない場合、口座開設後に入金が相当期間されない場合、その他当行が必要と認めた場合	預金契約関係をより明確な表現に変更 子ども口座を踏まえた内容に変更

あいち銀行 無通帳口座「スマート通帳口座」に関する特約 新・旧対比表

改定前	改定後	改定理由
く、<u>お取引の全部または一部の停止もしくは本口座を解約できるものとします。</u> (3) <u>取引開始に際しては、総合口座を開設します。</u> (4) 前項以外の取引は、当行所定の手続により取引を開始するものとします。 8. 免責事項 本特約および特約にもとづく取扱等について損失・紛議が生じても、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。 9. 本特約の変更 (1) 本特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	は、当行は<u>口座名義人（子ども口座開設機能で開設された本口座については口座名義人および親権者）</u>に通知することなく、<u>当行所定の手続によりお取引の全部または一部の停止もしくは本口座を解約できるものとします。</u> (3) <u>取引開始に際しては、口座開設機能からの申し込みは総合口座、子ども口座開設機能からの申し込みは普通預金口座を開設します。</u> (4) 前項以外の取引は、当行所定の手続により取引を開始するものとします。 8. 免責事項 本特約および特約にもとづく取扱等について損失・紛議が生じても、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。 9. 本特約の変更 (1) 本特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	「当行所定の手続により」を追加 子ども口座を踏まえた内容に変更
以 上	以 上	